

各関係医療機関の長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長

感染症法に基づく検体等の送付の徹底について

本道の保健福祉行政、とりわけ、感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、地域における感染症のまん延などの流行状況を把握するため、法第 15 条第 3 項の規定に基づき、検体等の提出を求めているところですが、サーベイランスシステムの届出件数と、衛生研究所に送付された検体数に大きく乖離があることから、改めて、次のとおり、検体等の提出対象感染症をお知らせします。

つきましては、対象感染症を診断した際は、検体等の管轄保健所への提出をお願いいたします。

記

1 対象感染症及び根拠通知文等【感染症法第 15 条第 3 項】

- (1) 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体
[参考] 結核菌…平成 28 年 11 月 25 日付け「結核に関する特定感染症予防指針」
- (2) 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

類型	対象疾患	根拠通知
3 類	腸管出血性大腸菌 (0157、0111、026)	平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡 「腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について」
	赤痢菌、チフス菌、パラチフス A 菌、コレラ菌	平成 20 年 10 月 9 日付け健感発第 1009001 号、食安監発第 1009002 号 「赤痢菌等の菌株の送付について」
5 類	薬剤耐性菌 ・カルバペネム腸内細菌科細菌 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌 ・バンコマイシン耐性腸球菌 ・多剤耐性アシネトバクター	平成 29 年 3 月 28 日付け健康感発 0328 第 4 号 「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (CRE) 感染症等に係る試験検査の実施について」
	劇症型溶血性レンサ球菌	平成 23 年 10 月 28 日付け健全第 4334 号 「劇症型溶血性レンサ球菌感染症の検体の提供について」

2 その他

検体等の送付にあたっては、事前に管轄保健所へご連絡願います。

感染症対策係 舟山
[TEL:011-204-5253](tel:011-204-5253)